

第8回広島県CALS/ECC連絡協議会 議事録

日時：平成19年3月28日（水） 14:00～15:10

場所：八丁堀シャンテ 3階 メープル

1 電子入札等システムについて

(1) 平成18年度広島県の電子入札等の実施状況について【資料1】

(事務局)

- ・ 広島県では、平成18年9月から実案件での電子入札を開始しました。対象案件は、建設工事では、条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札は原則全ての案件、通常型指名競争入札は、5000万円以上で全ての選定業者が電子入札可能な案件、測量・建設コンサルタント業務は、通常型指名競争入札で全ての選定業者が電子入札可能な案件としています。実施状況については、建設工事75件、測量・建設コンサルタント業務174件、合計249件を実施しました。
- ・ 電子入札等システムを共同利用している市町のうち、平成17年2月に三次市での実施を最初に福山市、東広島市、呉市、安芸高田市、竹原市で電子入札を実施しています。
- ・ 入札参加資格審査の電子申請について、県と19市町で一括して、平成18年11月に「平成19・20年度の入札参加資格申請」の電子申請を実施しました。
- ・ 広島県に対する申請では、建設工事883社、コンサルタント390社、合わせて1273社（全申請者数の28%）の方が電子申請を実施しています。

(2) 平成19年度の情報開示及び電子入札等システムの実施計画について【資料2】

(事務局)

- ・ 広島県では、平成19年度の「入札・契約制度改革改正」に伴う一般競争入札の拡大に合わせ、電子入札の実施対象を拡大する予定としています。
- ・ 平成19年4月1日から9月30日までは、建設工事の一般競争入札は原則全て、指名競争入札については請負対象金額2500万円以上原則全て電子入札を実施します。コンサルタント業務の指名競争入札については原則全て電子入札で実施することとしています。
- ・ 平成19年10月1日以降は、建設工事における一般競争入札の拡大に伴い、設計金額1000万円以上原則全て電子入札を実施します。コンサルタント業務は、上記の取り扱いと変更はありません。
- ・ 入札参加資格者名簿に登録されている資格者の電子入札の対応状況（平成19年2月現在）について、建設工事は県内業者47%、県外業者58%、コンサルタントは県内業者44%、県外業者63%と順調に対応が進んでいます。

(広島市)【資料3】

- ・ 広島市では、平成17年4月から契約部が所管する「建設工事及び物品の購入等」について電子入札を実施し、平成18年度には業務委託の一部についても電子入札を実施しました。
- ・ 平成19年度からは、新たに、区役所が所管する建設工事（250万円以上5000万円未満）及び、建設コンサルタント業務（100万円を超えるもの）などについても電子入札を拡大実施します。
- ・ 建設工事案件のうち、契約部所管分については、平成18年度9月から全件電子入札限定で実施し（紙での入れは、廃止しました。）、区役所所管分については、平成19年4月から全件、電子入札を実施（半年間に限り紙入札も認めます。）します。
- ・ また、建設コンサルタント業務等については、本庁の課が所管するものについて全件、電子入札（紙入札も併用）を実施し、平成19年4月からは、すべて電子入札限定で実施（紙での入札は廃止します。）します。
- ・ その他、リース物件などについても、電子入札の対象となる案件もあります。詳しくはお手元の【資料3】をご覧ください。
- ・ 電子入札を実施する契約部及び各区役所区政振興課において、これから電子入札に参加される方を対象として作成した『-初めて電子入札に参加される方へ-』を配布していますので、必要とされる方はご利用ください。
- ・ 昨年11・12月に工事・コンサルタント業務において、インターネットによる競争入札参加資格申請を実施しましたが、平成19年度は「物品・その他役務の提供等」の登録・一斉更新につ

いてもインターネットを利用した「業者登録受付システム」で実施する予定であり、7月頃に葉書きでお知らせするとともに、説明会も開催する予定としています。

2 電子納品について

(1) 平成18年度の電子納品の実施及びアンケート結果について【資料4】

(事務局)

- ・ 平成18年度の広島県における電子納品実施件数は、土木関係3部、農林水産部及び総務部合わせて、業務委託190件、工事93件、全体283件実施しました。
- ・ 受発注者双方の担当者に「アンケート調査」を実施した結果、「取り組みを進めるべき項目」として受注者からの主な意見として業務委託では、「紙と電子の二重納品でなく、完全電子化して欲しい」、工事については、「情報共有システム導入による押印書類の電子化（電子決裁）による業務効率化を図って欲しい」との意見が多く、「その他の意見」として主なものは、「電子納品チェックソフトを公開して欲しい」という意見がありました。

(2) 平成19年度の電子納品実施について【資料5】

(事務局)

- ・ 広島県電子納品実施要領を改訂及び追加制定し、電子納品の部門・案件数の拡大を図るとともに、「情報共有システムの実証実験」「電子納品保管管理システムの検討」「電子閲覧の実施」を行う予定です。また、平成20年度以降の実施計画を制定及び公表を予定しています。
- ・ 電子納品の実施計画として、業務委託は、平成20年度は設計金額300万円以上実施、平成21年度以降は原則全件実施、工事は、平成20年度は請負対象金額5000万円以上実施、平成21年度は請負対象金額2500万円以上実施、平成22年度以降は実施結果を見極めながら段階的に全件実施へ拡大を予定しています。

(3) 広島県電子納品実施要領の改訂・制定【資料6・7】

(事務局)

- ・ 広島県電子納品実施要領について、既存の「業務委託編」「工事編」「建築設計業務編」「営繕工事編」を改訂し、新たに「電気通信・機械設備工事編」「電気通信設備編」「機械設備工事編」を策定しました。
- ・ 既存の要領改訂あたっては、基本的に国の要領・基準等に準拠し、平成18年度の電子納品実施結果を踏まえ、受発注者の理解促進等を図るための記載の変更等を行っています。具体的な改訂内容については資料をご確認ください。また、新たに策定した電気・機械関係の要領は、国の要領・基準等に準拠し、既存の土木関係の要領と整合を図っています。

3 CALS/ECに関する研修等について

(事務局)

- ・ 広島県建設技術センターでは、受注者向けのCALS/EC研修会を平成17年度から実施しており、平成18年度は、CALS/EC研修会「基礎編」「専門編」「建築・営繕関係」を実施しました。平成19年度は、CALS/EC研修会「基礎編」「専門編」「建築・営繕関係」を引き続き行う予定です。また、「入札・契約制度改正」による一般競争入札の大幅な拡大に伴い、電子入札が拡大実施されるため、「電子入札システム操作研修会」を新たに創設して実施します。
- ・ 平成19年度は電子納品対象案件が拡大実施となるため、円滑な電子納品の実施に向けて発注者の電子納品担当者（県職員）の研修を引き続き実施します。研修内容は、「電子納品講習会」「ツール研修」「検査監研修」を予定しています。

（以上）